

平成 30 年 5 月吉日

道央地域分科会員 各位

公益社団法人 北海道観光振興機構
道央地域分科会長 若 狭 幸 司

平成 30 年度地域提案事業の募集について<ご案内>

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当分科会の事業推進に格別なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当分科会では、地域が提案して実施するプロモーション事業について、今年度も引き続き道央エリアの皆様から募集をいたします。

つきましては、事業実施を希望される場合は、別紙様式にてご応募頂きますよう、ご案内申し上げます。

記

1. タイアップ対象事業
別紙『実施要領』の要件を満たす事業
2. タイアップ対象団体
道央地域(石狩振興局・空知総合振興局・後志総合振興局・胆振総合振興局・日高振興局管内)の観光機構会員団体及び会員が参画する協議会等の団体
3. タイアップ対象経費
道央地域分科会が必要かつ適当と認める経費とし、原則として当機構から直接債権者に支払います。
支出科目は、プロモーション旅費、消耗品費、広告料、通信運搬費、会場等使用料など、実施要領のとおり。
4. 地域提案事業予算総額
道内、道外、海外プロモーション事業 5, 000, 000円
5. その他
 - (1) 一企業でのお申込みは対象外とします。
 - (2) 公平性の観点から、応募は1団体につき、1事業までとさせていただきます。
 - (3) 2市町村以上の広域事業を優先し、分科会による審査で採択事業を決定します。
 - (4) 募集期限は 6 月 6 日(水)です。
(予算総額に達しない場合は、継続的に募集を行います。)
 - (5) 募集期限内であっても予算総額に達した時点で募集終了となります。
 - (6) 希望通り採択されない場合もあります。予めご了承ください。
 - (7) 応募用紙(word)での提出にご協力ください。(FAXは不可)

事務局：観光開発支援グループ 生川
y_narukawa@visithkd.or.jp
TEL 011-231-2900 (直通)

平成30年度 道央地域分科会 地域提案事業実施要領

第1 事業目的

道央地域の公益社団法人北海道観光振興機構（以下、観光機構）正会員が実施するプロモーション事業に関し、観光機構と地域がタイアップして行うことで、地域のきめ細かい情報の提供や地域独自の取り組みなど地域の特性を生かした特色あるプロモーションとなり、もって各地域における観光客誘致の推進を図る。

第2 対象団体

道央地域（石狩振興局・空知総合振興局・後志総合振興局・胆振総合振興局・日高振興局管内）の観光機構会員団体及び会員が参画する協議会等の団体

- ※ 一企業での申込みは対象外となります。
- ※ 募集期限内であっても、タイアップ予算総額に達した時点で募集終了となります。

第3 タイアップ対象事業

地域提案事業の対象となるタイアップ事業は、次の要件をいずれも満たす事業とする。

- (1) 地域が観光機構 道央地域分科会と連携し実施する道内、道外、海外からの観光客の誘致の促進が図られるプロモーション事業であること。
- (2) 国内事業は、環境・文化・歴史・健康・癒し・食・体験といったテーマで取り組む事業であること。（北海道命名150周年記念のイベントなどについても可とする。）
- (3) 原則として、平成31年2月末までに完了の事業であること。
- (4) 事業に係る経費については、**2分の1以上の自己負担額を確保できること。**
- (5) タイアップ対象事業期間は、原則として同一の事業においては**3年を上限**とする。
 - ※ 観光機構が実施するプロモーション事業に参加する旅費やパンフレット作成、パンフレット送料等のみの事業は対象外とする。

第4 タイアップ対象経費

地域提案事業のタイアップの対象とする経費は、次の各号に該当するものとし、観光機構 道央地域分科会長が必要かつ適当と認める経費とする。

- (1) 広報宣伝に要する経費
旅費、消耗品費、印刷製本費、広告料、広告宣伝業務委託料、通信運搬費、会場使用料など（但し、事務局による食糧費の支出を除く）
- (2) イベント実施に要する経費
講師等謝金、講師等旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場設営及び運営業務委託料、会場使用料など（但し、事務局による食糧費の支出を除く）
タイアップの対象となる経費に対する自己負担額には、北海道及び観光機構が支出する補助金、負担金等の助成金が含まれてはならない。

第5 対象事業に対するタイアップ限度額

対象事業のタイアップ限度額は、1団体につき1事業**30万円**とする。

第6 対象事業の完了期日

原則として、平成31年2月末までに完了の事業とする。

第7 対象事業の採択

- (1) 道央地域分科会員が地域提案事業を実施しようとする場合、その団体の代表者は、提出資料①「地域提案事業応募用紙」を、観光機構 道央地域分科会長に提出しなければならない。
- (2) 観光機構 道央地域分科会長は、事業の内容を審査のうえ、対象事業の採否について決定し、その結果を申請者に通知する。

第8 対象事業の実施

- (1) 道央地域分科会員は、地域提案事業の事業終了後、提出資料②「地域提案事業実施報告書」及びタイアップの対象となる経費の債務に係る書類（以下「見積書、請求書等」という。）を観光機構 道央地域分科会長に提出するものとする。
- (2) 観光機構 道央地域分科会長は、見積書、請求書等を收受後、速やかにその内容を審査のうえ、タイアップの対象となる経費を債権者に支出するものとする。
- (3) 事業実施期間が長期に亘るなど事業終了前に支出の必要がある際は、都度見積書、請求書等を提出することができる。但し、事業終了後、実施報告書及び関係書類を提出し、事業完了としなければならない。

以上

平成 30 年度 道央地域分科会 地域提案事業応募用紙

平成 30 年 月 日

応募団体名	名 称			
	代 表 者			
	担 当 者			
	連 絡 先	TEL: E-mail:		
事業名				
事業費	総予算額： 千円 (①+②)	予 算 内 訳	(主な支出項目記載) ・ ・ ・	(概算額を記載) 千円
	内訳：①地元負担 千円 ②要望額 千円			千円 千円
事業内容	事業目的 (テーマ)			
	事業期間 (年月日)			
	事業内容及び見込まれる効果	書ききれないときは別紙（様式自由）を添付してください。		